

“いざ”というときのために

災害に遭ったときの給付

災害見舞金

組合員やその被扶養者が地震、火災、水害(豪雨による浸水等)などの災害により、住宅や家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて「災害見舞金」の給付を受けることができます。

損害(消失または滅失)の程度		月数
● 住居と家財の全部		3月
● 住居と家財の両方の1/2以上 または、住居か家財いずれかの全部		2月
● 住居と家財の両方の1/3以上 または、住居か家財いずれかの1/2以上		1月
● 住居か家財のいずれかの1/3以上		0.5月
● 平屋建の家屋が浸水し、 損害の認定が困難なとき	床上120cm以上	1月
	床上30cm以上	0.5月

災害見舞金の額
標準報酬月額に災害の程度に応じた月数を乗じた額

▶「住居」とは?
現に組合員が生活の本拠として居住する構造物(塀、門、車庫、倉庫、物置は含まない)のことであり、自宅、公務員宿舎、借家、借間等の別は問いません。

▶「家財」とは?
住居以外の社会生活上必要な一切の財産(山林、田畑、宅地、貸家等の不動産および現金、預貯金、有価証券等は含まない)のこと。

※同一世帯に組合員が2人以上いる場合は、組合員ごとに請求することができます。

災害見舞品

災害見舞金が標準報酬月額の2ヵ月分以上支給されている場合は、生活必需品(被服、寝具、その他)の購入資金として、**50,000円が支給**されます。

災害見舞金の給付が報酬の2ヵ月分に満たない場合で、災害救助法が適用される要因となった災害によるときは、**30,000円が支給**されます。

※災害に遭われた際はすみやかに勤め先の共済担当課にお知らせください。損害の程度を把握するため、現地での災害状況の確認を行うことになります。

弔慰金(家族弔慰金)

組合員または被扶養者が、災害や予測しがたい事故により死亡したときは、弔慰金(家族弔慰金)を受けることができます。請求前に支給要件に該当するか確認する必要があるため、共済事務担当課もしくは共済組合まで連絡してください。

災害見舞金等
についての
留意事項

- 給付事由の生じた日(り災した日)から2年間請求を行わないときには、時効により消滅します。
- 書類を提出いただいた場合であっても、支給要件に該当しないと判定したときは、災害見舞金等の支給はありませんのでご了承ください。